

## 鳥を飼育している皆さまへ

問 農林振興課 畜産係  
☎476-1111(511・512)高病原性鳥インフルエンザの侵入防止のために、  
鳥を清潔な環境で飼育しましょう

## ◆ 鳥小屋はいつも清潔にしましょう

鳥小屋内の食べ残した餌やたまった糞は、こまめに掃除してきれいにしてあげましょう。

## ◆ 野生動物から鳥を守りましょう

鳥の病気は、野鳥やネズミが運んでくる事が多いと言われています。タヌキやイタチによる被害も多く報告されています。

鳥小屋には屋根や防鳥ネットを取り付けて、野生動物と接触しないように心がけてください。

## ◆ きれいな水と餌をあげましょう

餌がネズミなどに食べられないようにきちんと保管し、飲み水は水道水などきれいな水を使用しましょう。

## ◆ 屋外で飼育されている方へ

野生動物との接触が一番危険ですので、侵入防止を徹底し、感染予防のため周辺に消石灰を撒いていただくなどご協力をお願いします。

## ◆ 鳥に異常があった場合はすぐに連絡しましょう

連続して鳥が死んだり、複数羽におよぶ異常が見られる場合は、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が疑われますので、すぐに下記へ連絡して下さい。不明な点についてもご相談下さい。

## ◆ 正確な情報を共有しましょう

通常、人が鶏肉や鶏卵を食べて鳥インフルエンザに感染することはありません。  
また、感染した鶏肉等が市場に出回ることはありません。

## 【連絡先】

曾於家畜保健衛生所 ☎ 099-487-2351

